

福島市商店街等活性化イベント推進事業 採択方針

福島市商業労政課

1. 目的

福島市商店街等活性化イベント推進事業の採択にあたり、「福島市商店街等活性化イベント推進事業補助金の交付等に関する要綱」（以下「要綱」という。）の適正な運用を図るため、所要の事務取扱を定めるものとする。

2. 補助対象とする事業

要綱第3条に定める事業で、次の取り組みが図られている事業について補助する。

- (1) イベントの開催を伴い、賑わいの創出が図られている事業
- (2) 商店街等との連携により、商業の振興が図られている事業
- (3) 広く異業種間の連携が図られ、地域経済の活性化が図られている事業

※音楽、文化及びスポーツ等の振興が目的の事業で上記（1）、（2）の取り組みが図られている事業も含む。

3. 補助対象としない事業及び経費

次の事業及び経費については、補助対象としない。

- (1) 福島市以外で実施される事業及びその派遣に係る経費が中心となっている事業
- (2) イベント当日、特定の個人、団体のみが参加する事業
- (3) プレミアム商品券、安売り等が中心となっている事業
- (4) スタンプラリー事業及び抽選会等が中心となっている事業
- (5) 同一団体が同一事業を年2回実施する事業

4. 補助の実施期間について

補助金の交付決定を受けた日から、平成32年3月31日まで。

5. 補助金の支払いについて

補助事業終了後、補助事業実績報告書を提出した後、補助金額の確定指令をもって補助金等請求書を提出し、指定口座への振込みとする。

（申請者と同名義の口座で精算払いを原則とする。）

6. 提出書類

(1) 申請関係

- ①補助金等交付申請書（様式第1号）※代表者の印を押印すること。
- ②事業計画書（任意の様式も可）
- ③収支予算書（任意の様式も可）
- ④実施団体の定款（規約）、役員名簿
- ⑤見積書等その他必要な書類

福島市商店街等活性化イベント推進事業 採択方針

福島市商業労政課

(2) 実績報告関係

- ①補助事業等実績報告書（様式第3号）※代表者の印を押印すること。
- ②事業報告書（任意の様式も可）
- ③収支決算書（任意の様式も可）
- ④ポスター、パンフレット、チラシ等の成果品及びイベントの状況が分かるもの（新聞記事、写真等）
- ⑤支払いの状況が分かるもの（領収書の写し等）
- ⑥補助金等交付請求書（様式第4号）※確定指令後に提出。代表者の印を押印すること。

7. その他

補助を受けて作成する印刷物（チラシ、パンフレット、ポスター等）や、ホームページ等については、原則として「福島市商店街等活性化イベント推進事業」として実施する旨の記載をすること。

（記載例1）「福島市商店街等活性化イベント推進事業補助対象事業」

（記載例2）「この〇〇〇〇事業は、「福島市商店街等活性化イベント推進事業」の補助金を受けて実施しております。」